

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	3
5. 計画の対象	4
第2章 子育てを取り巻く現状と課題	5
1. 人口や世帯、就労等の状況	5
2. ニーズ調査からみた度会町の子育て家庭の状況	8
3. 次世代後期計画の施策進捗状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 基本理念	18
2. 基本視点	19
3. 基本目標	20
4. 施策の体系	22
第4章 施策の展開	23
基本目標 1 子どもと仕事の両立を応援する環境づくり	23
基本目標 2 子どもと子育て家庭への支援	26
基本目標 3 地域における子育て支援	31
基本目標 4 子どもが健やかに成長するための教育環境	38
第5章 事業量の見込みと確保方策	41
1. 教育・保育の提供区域の設定	41
2. 児童人口推計	41
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	42
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	43
第6章 計画の推進に向けて	50
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の進捗管理	50
資料編	51
用語解説	51
度会町子ども子育て会議条例	53
度会町子ども子育て会議委員名簿	55
策定経過	56



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

国は、次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

本町においても同法に基づく「度会町次世代育成支援地域行動計画」（前期：平成 17 年度～21 年度、後期：平成 22 年度～26 年度）を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわないなどの現状によって、依然として急速な少子化が進んでおり、本町にあっても人口減少が続いています。

また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加、子ども・子育て支援が質・量ともに求められていることなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これら課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、「子ども・子育て関連3法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることをめざしています。

こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の評価や子育て家庭へのニーズ調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、子ども・子育て支援施策を通して誰もが幸せに暮らすことができる魅力あるまちづくりの推進ができるよう、新たに「度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要

---

### (1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度という）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして創設したもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

### (2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

### (3) 制度の主な内容

#### ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能をあわせもつ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが行われます。

#### ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

#### ③地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

### 3. 計画の位置づけ

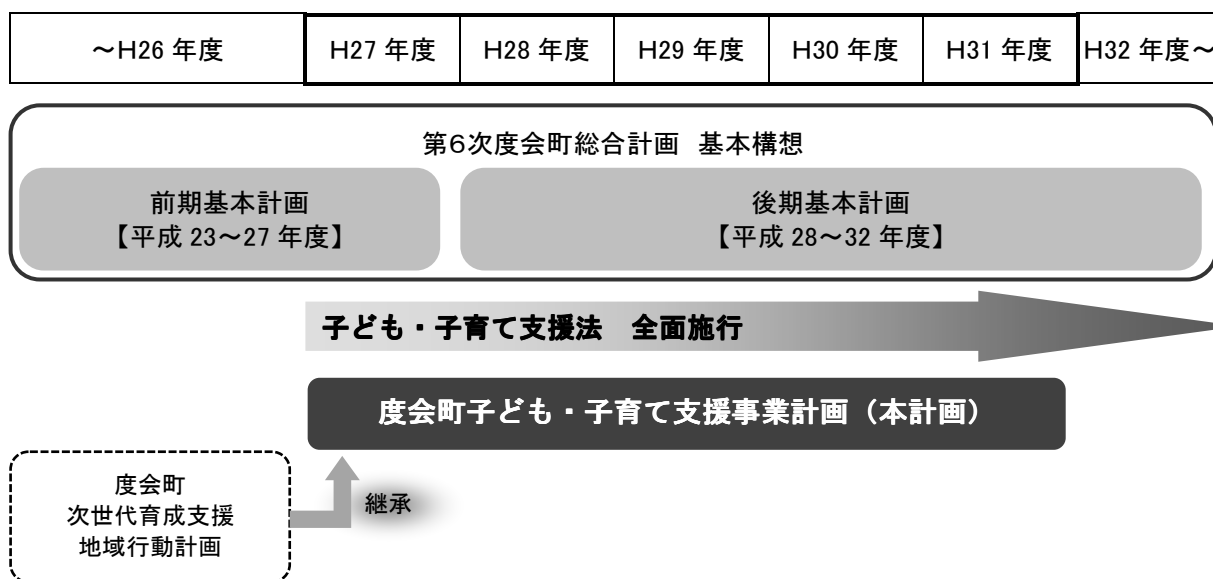
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

法が内容規定する「事業計画」に留まらず、「度会町総合計画」の分野別計画、度会町の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有し、「度会町次世代育成支援地域行動計画」の内容を引き継いで策定しています。また、度会町の保健・福祉・教育をはじめ、各分野の個別計画との整合を保ちつつ推進するものです。

さらに、家庭における子育てを中心に、学校、保育所、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、町が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

### 4. 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や、度会町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況、地域の保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。



## 5. 計画の対象

---

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子ども（胎児～18歳未満）と子育て家庭です。また、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。



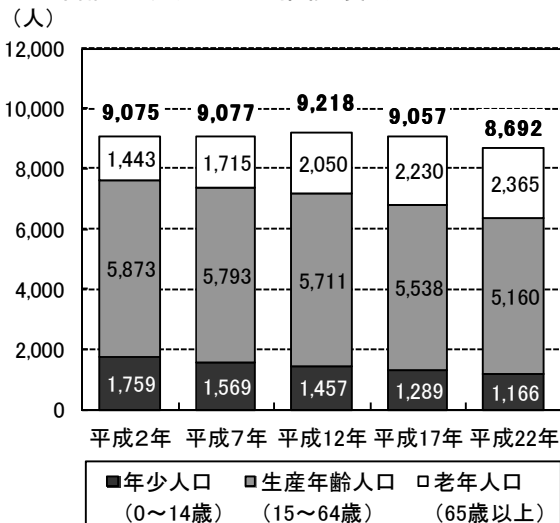
## 第2章 子育てを取り巻く現状と課題

### 1. 人口や世帯、就労等の状況

#### (1) 人口の推移

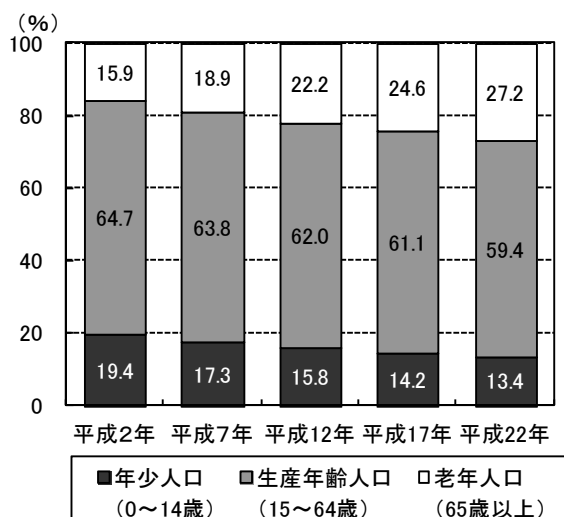
度会町の総人口は、平成12年をピークとして、以降減少傾向にあり、平成22年には8,692人となっている。出生数は、平成23年より減少傾向で推移しており、出生率も三重県や全国より下回って推移している。

■年齢3区分別人口の推移(度会町)



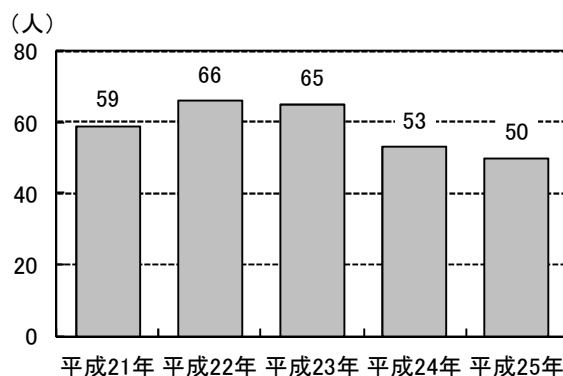
※総人口は年齢不詳を含むため内訳の合計が一致しない  
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移(度会町)



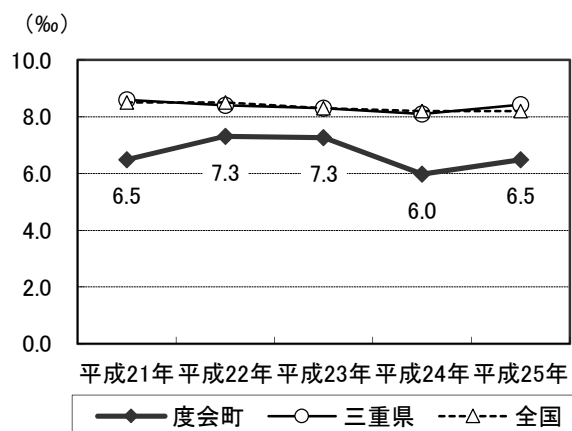
資料：国勢調査

■出生数の推移(度会町)



資料：人口動態統計

■出生率(人口千対)の推移

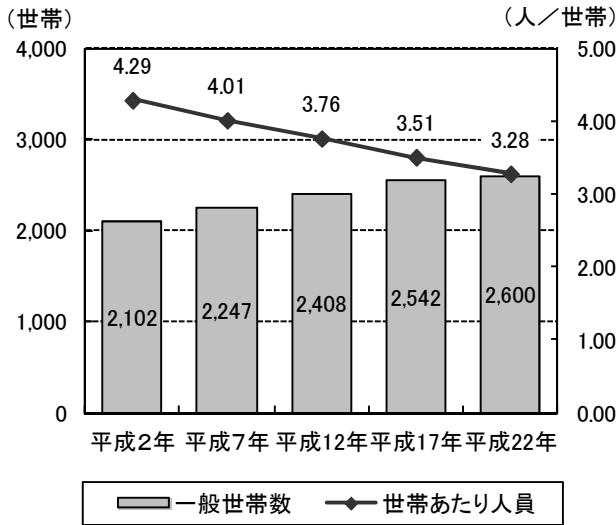


資料：人口動態統計、住民基本台帳

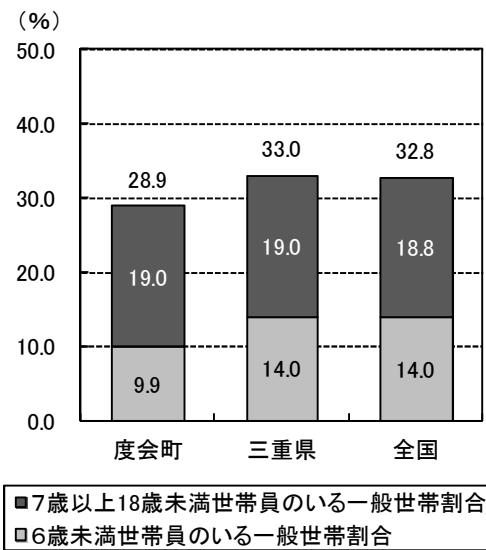
## (2) 世帯の状況

子どものいる世帯割合は、三重県や全国より6歳未満世帯員のいる一般世帯割合が低くなっている。また、三重県や全国と比較して核家族以外の世帯割合が高くなっている。ひとり親家庭は、特に母子世帯数が増加しており、平成17年の18世帯から平成22年には32世帯と14世帯増加し、母子、父子世帯あわせて40世帯近くとなっている。

■一般世帯数及び世帯あたり人員の推移(度会町) ■核家族世帯に占める子どものいる世帯割合

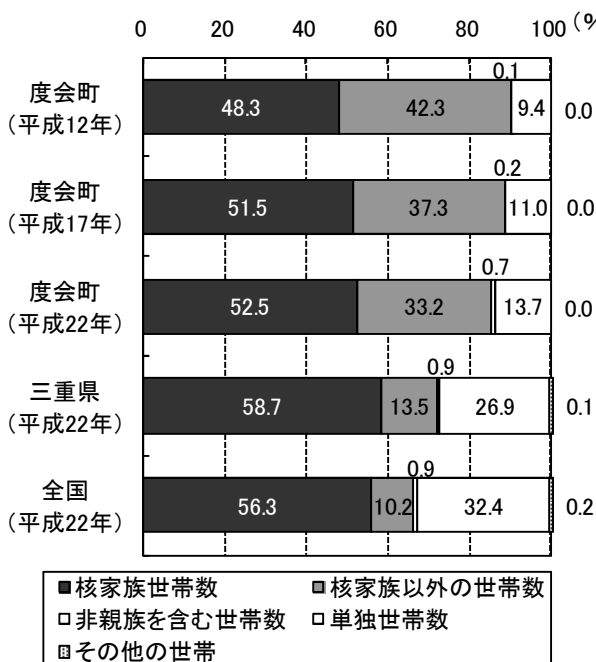


資料：国勢調査



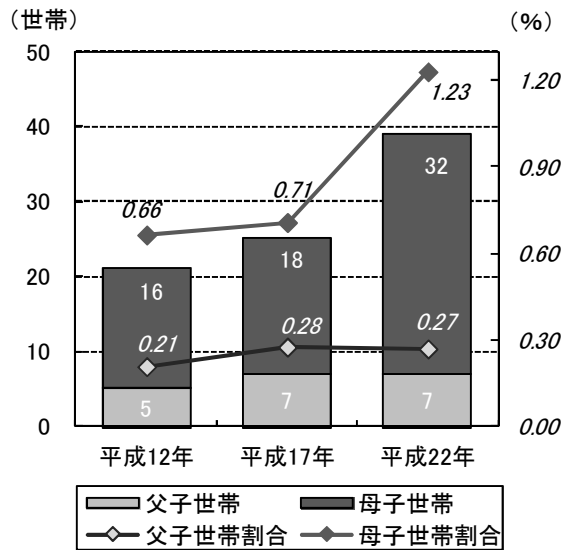
資料：国勢調査(平成22年)

■一般世帯における世帯類型別割合の推移



資料：国勢調査

■ひとり親家庭世帯数の推移(度会町)



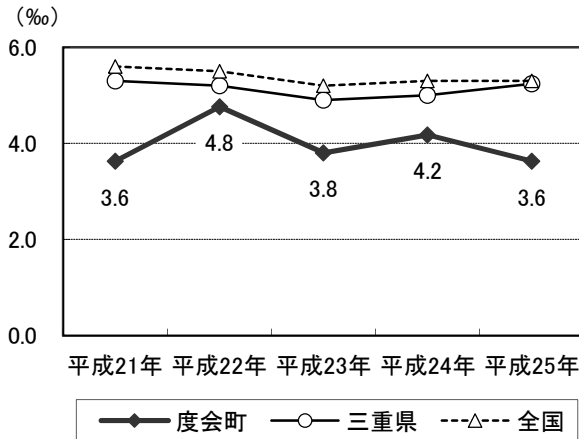
資料：国勢調査



### (3) 婚姻・離婚の状況

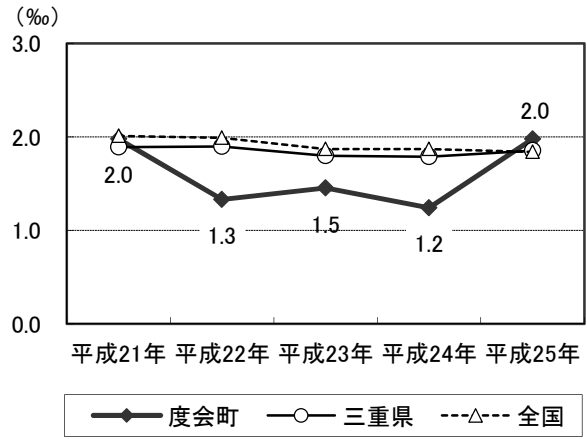
婚姻率は、三重県や全国を下回って推移しており、平成25年には3.6となっている。  
離婚率は、平成22年より三重県や全国を下回って推移していたが、平成25年には2.0と若干上回っている。

■婚姻率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率(人口千対)の推移

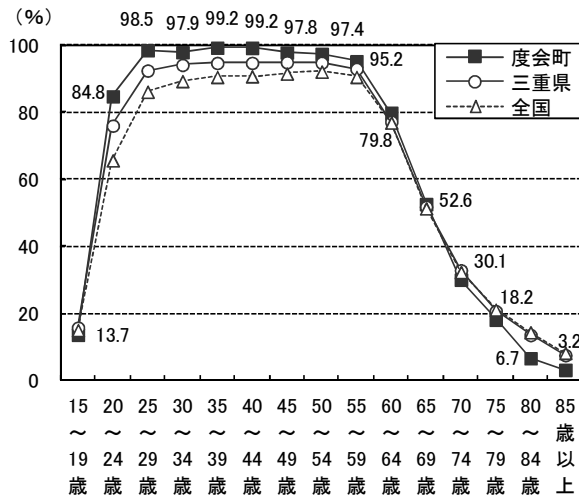


資料：人口動態統計、住民基本台帳

### (4) 就労の状況

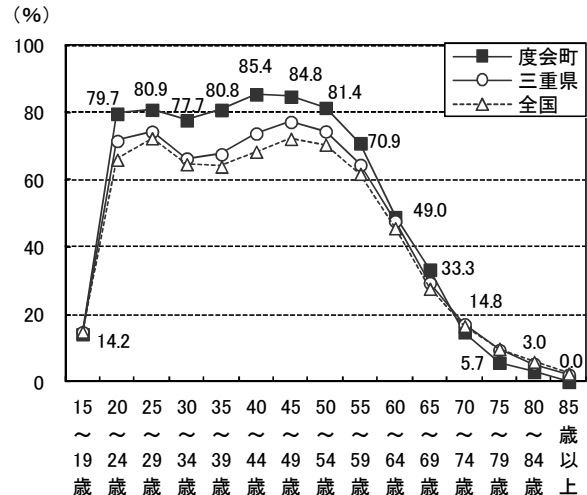
年齢階層別労働力率は、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代前半で割合が低くなり30歳代後半で再び割合が高くなるM字カーブを描いている。  
また、20歳代から60歳代後半まで女性の労働力率は、三重県や全国を上回っている。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査(平成22年)

■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査(平成22年)

## 2. ニーズ調査からみた度会町の子育て家庭の状況

### (1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「度会町子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域：度会町全域
- 調査対象者：度会町在住の0歳～11歳までの子どもの保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より就学前児童の保護者303人、小学生児童の保護者326人へ全戸配布
- 調査期間：平成25年11月8日（金）～平成25年11月29日（金）
- 調査方法：就学前児童の保護者…郵送により対象者に送付、郵送回収  
小学生児童の保護者…直接配布、直接回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	303	161	53.1%
小学生児童	326	253	77.6%

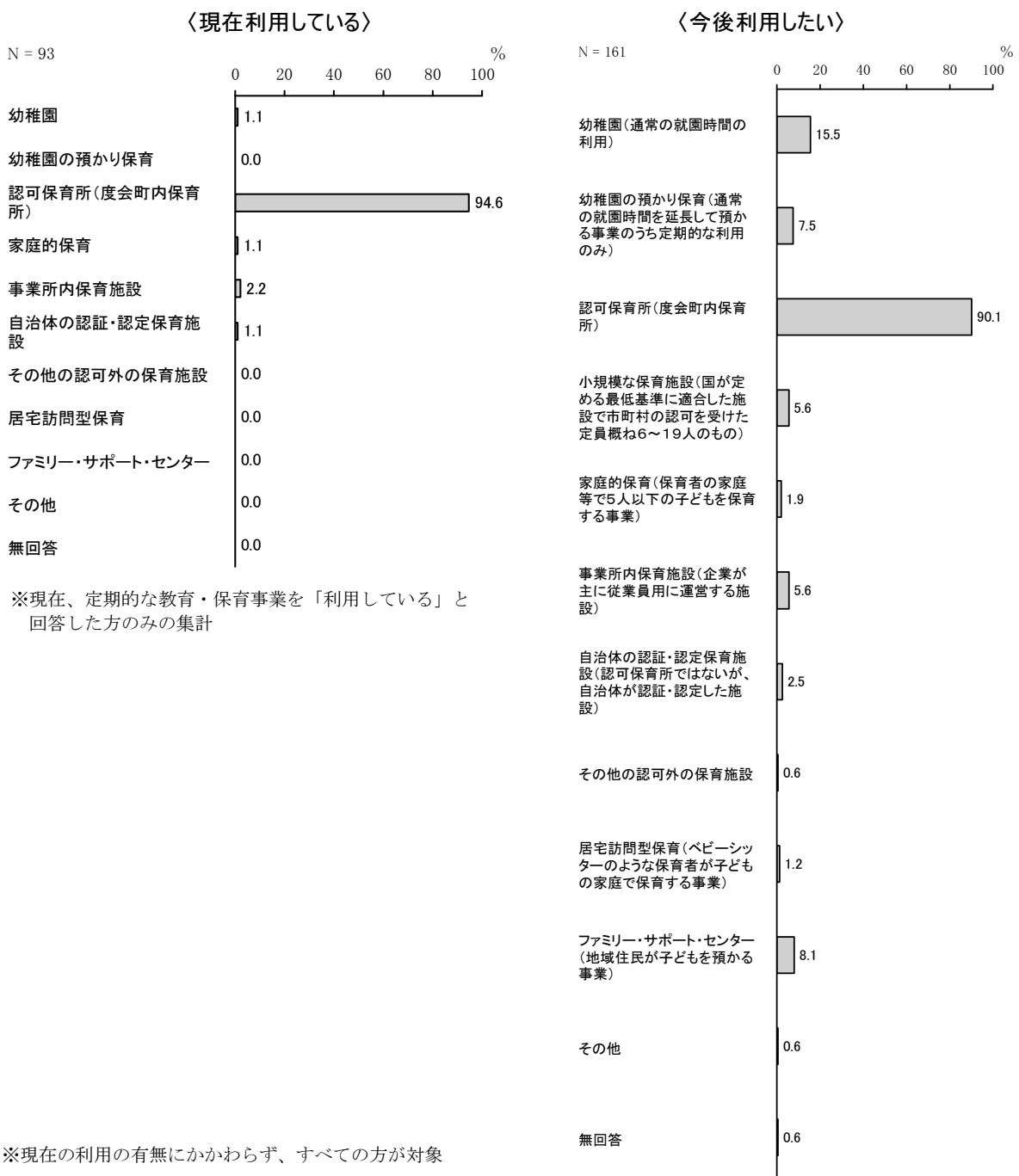


## (2) 調査の主な結果

### ●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望について

現在の利用状況では、「認可保育所（度会町内保育所）」の割合が9割以上と大部分を占めているが、今後の利用希望が高くなっている事業は、「認可保育所」に次いで、「幼稚園」、  
「ファミリー・サポート・センター」、「幼稚園の預かり保育」、「小規模な保育施設」、「事業所内保育施設」となっている。

#### ■平日の定期的な教育・保育事業



■今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業 【母親の就労状況別】

単位：%

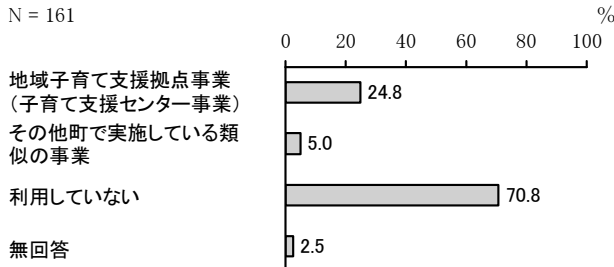
	全 体 (人)	幼 稚 園	育 幼 稚 園 の 預 かり 保	認 可 保 育 所	小 規 模 な 保 育 施 設	家 庭 的 保 育	事 業 所 内 保 育 施 設	自 治 体 の 認 証 ・ 認 定 保 育 施 設	其 他 の 認 可 外 の 保 育 施 設	居 宅 訪 問 型 保 育	フ ア ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー	其 他	無 回 答
全 体	160	15.6	7.5	90.0	5.6	1.3	5.6	2.5	0.6	0.6	8.1	0.6	0.6
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	48	12.5	6.3	95.8	4.2	-	8.3	4.2	-	2.1	8.3	2.1	-
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	14	14.3	7.1	100.0	-	-	-	7.1	-	-	7.1	-	-
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	45	11.1	8.9	86.7	2.2	-	2.2	-	-	-	8.9	-	-
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	6	-	-	100.0	16.7	16.7	-	-	-	-	16.7	-	-
以前は就労していたが、現在は就労していない	45	22.2	8.9	84.4	11.1	2.2	8.9	2.2	2.2	-	6.7	-	2.2
これまで就労したことがない	1	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## ●地域子育て支援拠点事業について

「地域子育て支援拠点事業」の現在の利用状況は、0～2歳での利用割合が高くなっている。また、今後の利用意向は「利用していないが、今後利用したい」の割合が0歳で4割となっている。

### ■地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向

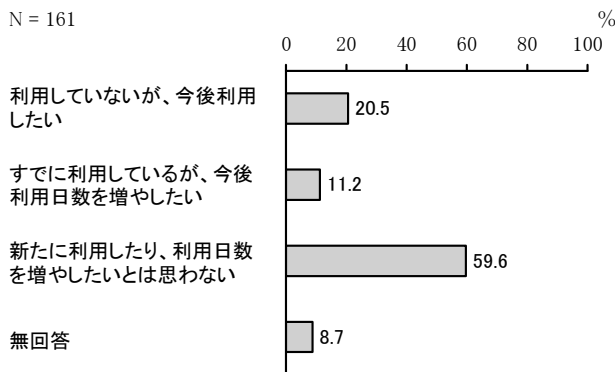
#### 〈現在利用している〉



単位：%

	全 体 (人)	地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業	そ の 他 町 で 実 施 し て い る 類 似 の 事 業	利 用 し て い な い	無 回 答
全 体	161	24.8	5.0	70.8	2.5
0歳	35	34.3	8.6	57.1	2.9
1歳	36	52.8	5.6	47.2	-
2歳	24	29.2	8.3	66.7	4.2
3歳	21	4.8	4.8	90.5	-
4歳	18	-	-	88.9	11.1
5歳	23	-	-	100.0	-

#### 〈今後利用したい〉



単位：%

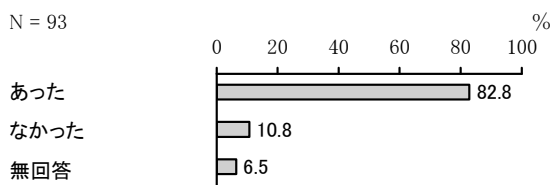
	全 体 (人)	今 後 利 用 し た い が、 利 用 し て い な い が、 今 後 利 用 し た い	す で に 利 用 し て い る が、 今 後 利 用 日 数 を 増 や し た い	新 た に 利 用 し た り、 利 用 日 数 を 増 や し た い と は 思 わ な い	無 回 答
全 体	161	20.5	11.2	59.6	8.7
0歳	35	40.0	17.1	40.0	2.9
1歳	36	13.9	22.2	63.9	-
2歳	24	16.7	16.7	45.8	20.8
3歳	21	19.0	-	71.4	9.5
4歳	18	16.7	-	77.8	5.6
5歳	23	4.3	-	78.3	17.4

## ●病児・病後児保育事業について

この1年間に、お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できないことが「あった」割合は、すべての年齢で7割を超えて高くなっている。通常の事業が利用できなかったことがある方の対処方法としては、「母親が休んだ」に次いで、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」となっている。

また、病児・病後児のための保育施設等を利用したい方の利用希望日数は、「2～3日」の割合が高くなっている。

### ■この1年間に、お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことの有無

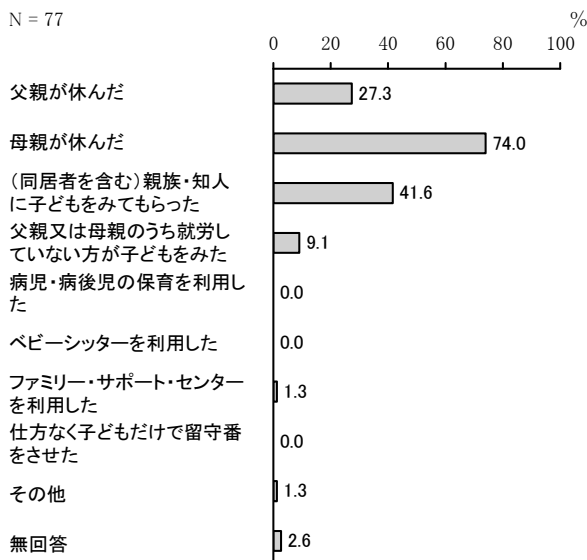


※現在、定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のみを集計

単位：%

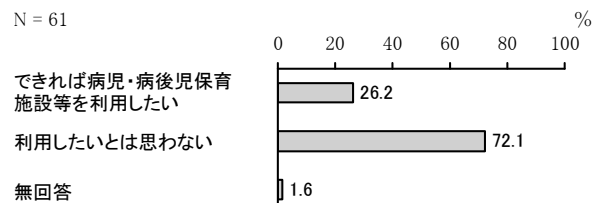
	全 体 ( 人)	あ っ た	な か っ た	無 回 答
全 体	93	82.8	10.8	6.5
0歳	3	100.0	-	-
1歳	10	80.0	-	20.0
2歳	18	88.9	11.1	-
3歳	20	75.0	20.0	5.0
4歳	18	83.3	11.1	5.6
5歳	23	82.6	8.7	8.7

### ■1年間の対処方法



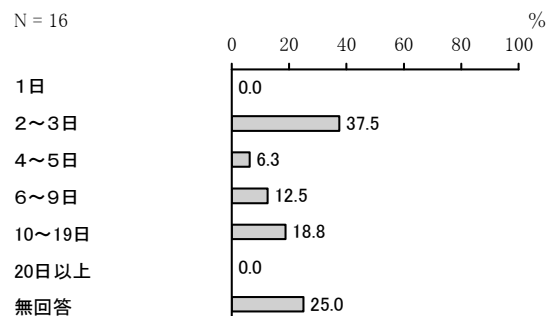
※お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した方のみを集計

### ■病児・病後児のための保育施設等の利用意向



※「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかに回答した方のみを集計

### ■「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」日数



※「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方のみを集計

## ●小学校就学後の放課後の過ごし方について

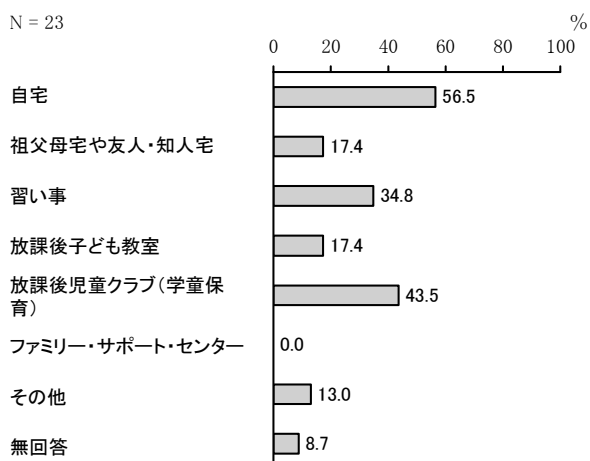
小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童）として、低学年、高学年ともに「自宅」が半数を超えて高く、次いで低学年では「放課後児童クラブ」、高学年では「習い事」となっている。

希望（就学前児童）と実際（小学生児童）を比較すると、「自宅」や「習い事」は希望より実際の割合が高くなっているが、「放課後児童クラブ」は希望より実際の割合が低くなっている。

### 小学校低学年(1～3年生)のうち

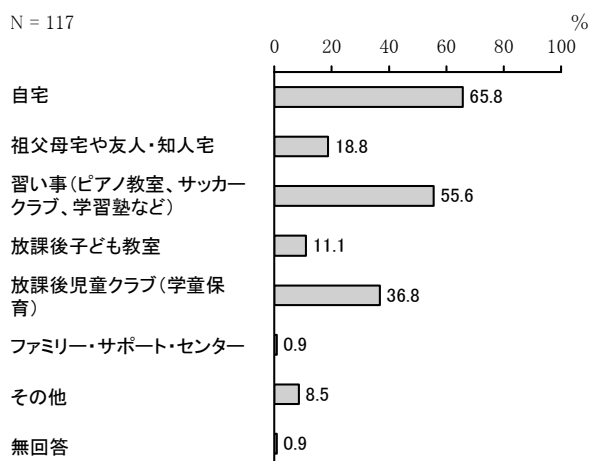
#### ■放課後過ごさせたいと思う場所

##### 〈就学前児童・5歳〉



#### ■放課後の過ごし方

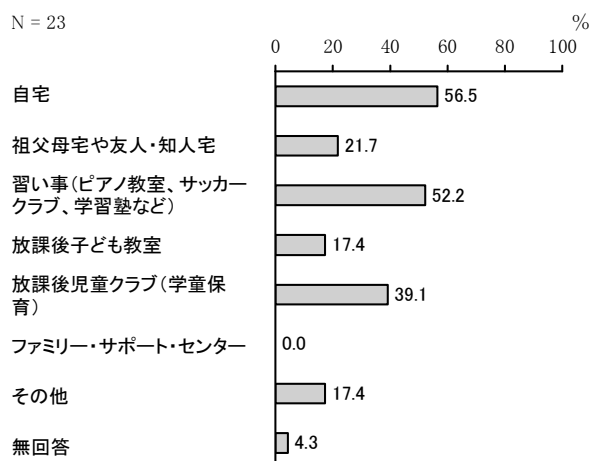
##### 〈小学生児童〉



### 小学校高学年(4～6年生)になったら

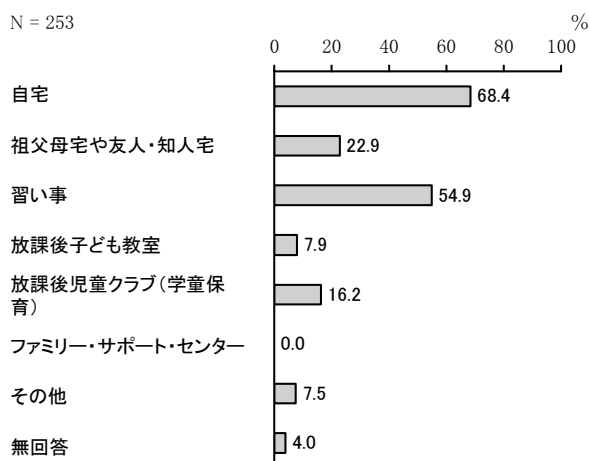
#### ■放課後過ごさせたいと思う場所

##### 〈就学前児童・5歳〉



#### ■放課後の過ごし方

##### 〈小学生児童〉



### 3. 次世代後期計画の施策進捗状況

本計画において「度会町次世代育成支援地域行動計画（後期）」の内容を引き継ぐため、事業を主体的に実施する担当課の視点で施策の達成状況等を参考に評価を行いました。現状や成果、今後の課題を洗い出すことで新たな計画の推進に活用していきます。

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価分類は、「A＝目標達成」「B＝着手、推進」「C＝一部着手」「D＝未着手」の4分類としました。

基本目標	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
1 次世代育成支援を推進する地域づくり	19	6	11	1	1
2 家庭での子育てに対する支援	29	11	15	1	2
3 親子の健康の確保	21	-	20	1	-
4 学校教育の充実	16	2	13	1	-
5 子どもが健全に育つ地域づくり	15	5	8	-	2
6 親子が安心して生活できる環境整備	22	14	2	3	3
合計	122	38	69	7	8

事業全体でみると、122事業のうち38事業（31.1%）が「A」評価で事業が目標達成されており、69事業（56.6%）が「B」評価で事業が着手、推進されている状況です。また、事業の進め方等に改善が必要である「D」評価は8事業（6.6%）となっています。



## 基本目標1 次世代育成支援を推進する地域づくり

基本目標1の「次世代育成支援を推進する地域づくり」は、19事業のうちA評価が6事業、B評価が11事業、C評価が1事業、D評価が1事業となっています。

B評価の事業として、②次世代育成支援を推進する体制づくりにおいては「わたらい子育てボランティアの会の支援」で子育てボランティアの会員数は増加傾向にあり、継続して事業を進めていく必要があることがうかがえます。

D評価の事業として、②次世代育成支援を推進する体制づくりにおいては「子どもの地域活動指導者支援」の進め方等に改善が必要となっています。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 地域ぐるみで取り組む気運の醸成	4	2	2	-	-
② 次世代育成支援を推進する体制づくり	13	4	8	-	1
③ 子育てしながら働きやすい就労環境づくり	2	-	1	1	-
合計	19	6	11	1	1

## 基本目標2 家庭での子育てに対する支援

基本目標2の「家庭での子育てに対する支援」は、29事業のうちA評価が11事業、B評価が15事業、C評価が1事業、D評価が2事業となっています。

D評価の事業として、①家庭の教育力の向上においては「親子イベントの実施」、③子育て家庭の負担の軽減においては「地域ボランティア一時預かり事業」の進め方等に改善が必要となっています。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 家庭の教育力の向上	10	2	6	1	1
② 子育ての仲間づくりの推進	3	-	3	-	-
③ 子育て家庭の負担の軽減	8	3	4	-	1
④ 保育サービスの充実	5	4	1	-	-
⑤ 児童虐待防止対策の推進	3	2	1	-	-
合計	29	11	15	1	2

### 基本目標3 親子の健康の確保

基本目標3の「親子の健康の確保」は、21事業のうちB評価が20事業、C評価が1事業となっています。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 保健対策と健康づくりの推進	16	-	16	-	-
② 小児医療の充実	1	-	1	-	-
③ 障がい児に対する支援の充実	4	-	3	1	-
合計	21	-	20	1	-

### 基本目標4 学校教育の充実

基本目標4の「学校教育の充実」は、16事業のうちA評価が2事業、B評価が13事業、C評価が1事業となっています。

B評価の事業として、③ 子どもの心のケアの充実においては「スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターの設置」としてコーディネーターを中心とした組織対応の充実、④ 学校の安全対策の充実においては「学校防犯対策」としてセンサーライトの増設、「度会小中学校防災計画」として防災学習の積極的な取り組みに新たに着手、推進することができます。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 生きる力を育む学校教育の推進	7	-	6	1	-
② 学校と地域との連携強化	3	-	3	-	-
③ 子どもの心のケアの充実	2	-	2	-	-
④ 学校の安全対策の充実	4	2	2	-	-
合計	16	2	13	1	-

## 基本目標5 子どもが健全に育つ地域づくり

基本目標5の「子どもが健全に育つ地域づくり」は、15事業のうちA評価が5事業、B評価が8事業、D評価が2事業となっています。

A評価の事業として、①子どもの居場所づくりにおいては「宮リバー度会パークの維持管理、施設内用、イベントの充実」で公園のオータムゾーン、貸農園の増設移転、移転跡地へのちびっこ広場の増設整備、時計塔の設置、バーベキューゾーンの設定を行い目標達成となっています。今後はちびっこ広場の芝生張りを行い、さらなる充実を図る必要があります。

B評価の事業として、①子どもの居場所づくりにおいては「自然環境の整備や安全対策」で小中高の教諭への町内地域資源の案内説明を行い指導支援していく必要があります。

D評価の事業として、①子どもの居場所づくりにおいては「放課後児童クラブ利用児童に対する開放」「地域・区への児童公園の整備」がいずれも事業の進め方等に改善が必要となっています。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 子どもの居場所づくり	7	2	3	-	2
② 子どもの活動・交流機会の充実	5	2	3	-	-
③ 非行防止と健全育成の推進	3	1	2	-	-
合計	15	5	8	-	2

## 基本目標6 親子が安心して生活できる環境整備

基本目標6の「親子が安心して生活できる環境整備」は、22事業のうちA評価が14事業、B評価が2事業、C評価が3事業、D評価が3事業となっています。

A評価の事業として、①子どもの安全の確保においては「道路公園への防犯等の適正設置」で公園の道路沿い及び園内への防犯灯設置に加えて宮リバー度会パーク園内2か所に防犯カメラを設置し、目標達成となっています。

D評価の事業として、②外出環境の向上においては「公共施設への設置推進」「公共施設のバリアフリー化」が事業の進め方等に改善が必要となっています。

施策名	事業数	評価分類			
		A	B	C	D
① 子どもの安全の確保	13	11	-	2	-
② 外出環境の向上	9	3	2	1	3
合計	22	14	2	3	3

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

---

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、めざすべき基本理念を次のとおり掲げます。

【基本理念】

#### **幸せな笑顔かがやく 家庭と地域のぬくもりあるまち わたらい**

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりをもち、将来を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

さらに、度会町は縄文時代から人々が定住した歴史あるまちとして、悠久の歴史を刻んできたまちであり、伝統や知恵などが、日々の暮らしの中で、助け合い、支え合いの精神に基づくさまざまな人のつながりとして受け継がれてきました。子育て支援においても地域の連帯感の中で、住民の豊かで多様な経験を生かしながら、住民、行政、地域が互いに協力し合いながら進めていくことが大切です。

度会町らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、すべての住民が心から“暮らし続けたい”と思える『幸せな笑顔かがやく 家庭と地域のぬくもりあるまち わたらい』を実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。

## 2. 基本視点

---

本計画では、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

### 視点1 健やかな子どもの成長を第一に考える

- 子どもの人権を尊重します
- 子どもの主体的な学びを支援し見守ります
- まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

### 視点2 親が子育てを通じて喜びを感じられる環境を整える

- 子育て家庭のさまざまな負担や不安を軽減し、保護者が子育ての第一義的な責任を果たすとともに、喜びを実感しながら子育てできるよう支援します
- 個々の子どもや子育て家庭に応じたきめ細かい支援に取り組みます

### 視点3 さまざまな主体が協力し合って子育て支援に取り組む

- 地域にあるさまざまな主体がパートナーシップをもって子育て支援に取り組みます
- 地域の支援を通じて、信頼とぬくもりの関係を築き、子どもにとって安心・安全な環境づくりに取り組みます

### 視点4 地域資源を活かした地域ぐるみの子育て支援を進める

- わがまち度会がもつ資源を活かし、心の豊かさとたくましさを兼ね備えた子どもたちを育みます
- だれもが気軽に情報を知ることができ、サービスや施設を利用することができる環境づくりに取り組みます

### 3. 基本目標

---

基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

#### **基本目標1 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり**

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化などの社会情勢の変化に伴い共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。町の子育て期の女性の労働力率は国や県より高くなっているため、さらに高まるニーズに対応した保育サービスなどの充実を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

#### **基本目標2 子どもと子育て家庭への支援**

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や仲間づくり、相談体制の充実などに取り組みます。

また、障がい、疾病、貧困、家族の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

特に、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待や家族間の暴力については、子育てを地域の関わりで支えるとともに、関係機関の専門的な視点から早期発見、早期対応、未然防止に努め、連携して支援する体制を整え、きめ細やかな支援の推進と再発防止に努めます。

### 基本目標3 地域における子育て支援

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、企業その他の地域社会のあらゆる分野の人々が、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。地域がその役割を果たし、ともに子どもの成長を喜び、育ち合うことができるよう、子育て家庭を支える地域の「子育て支援力」の強化を図るための取り組みを推進します。

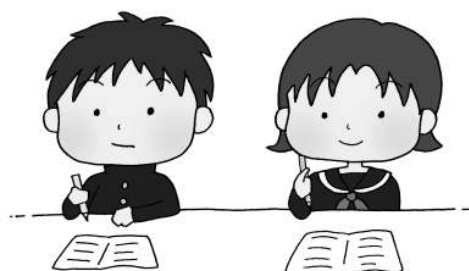
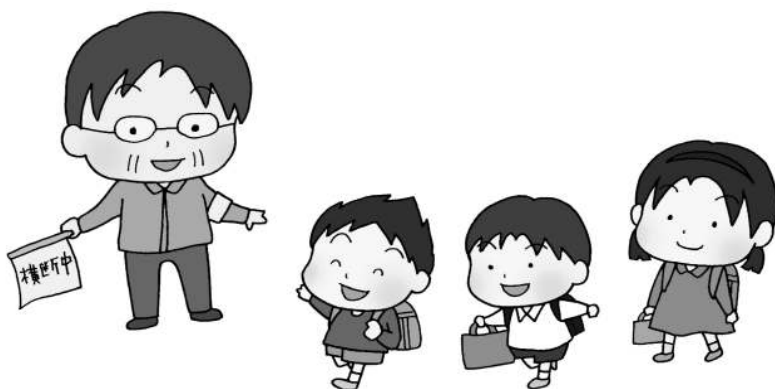
また、子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の防止の取り組みを進めます。

### 基本目標4 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育所と小学校の連携を強化します。

また、夢と志をもち、たくましく生きる青少年を育成するために、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるなど、青少年の健全育成を支える環境づくりを推進します。

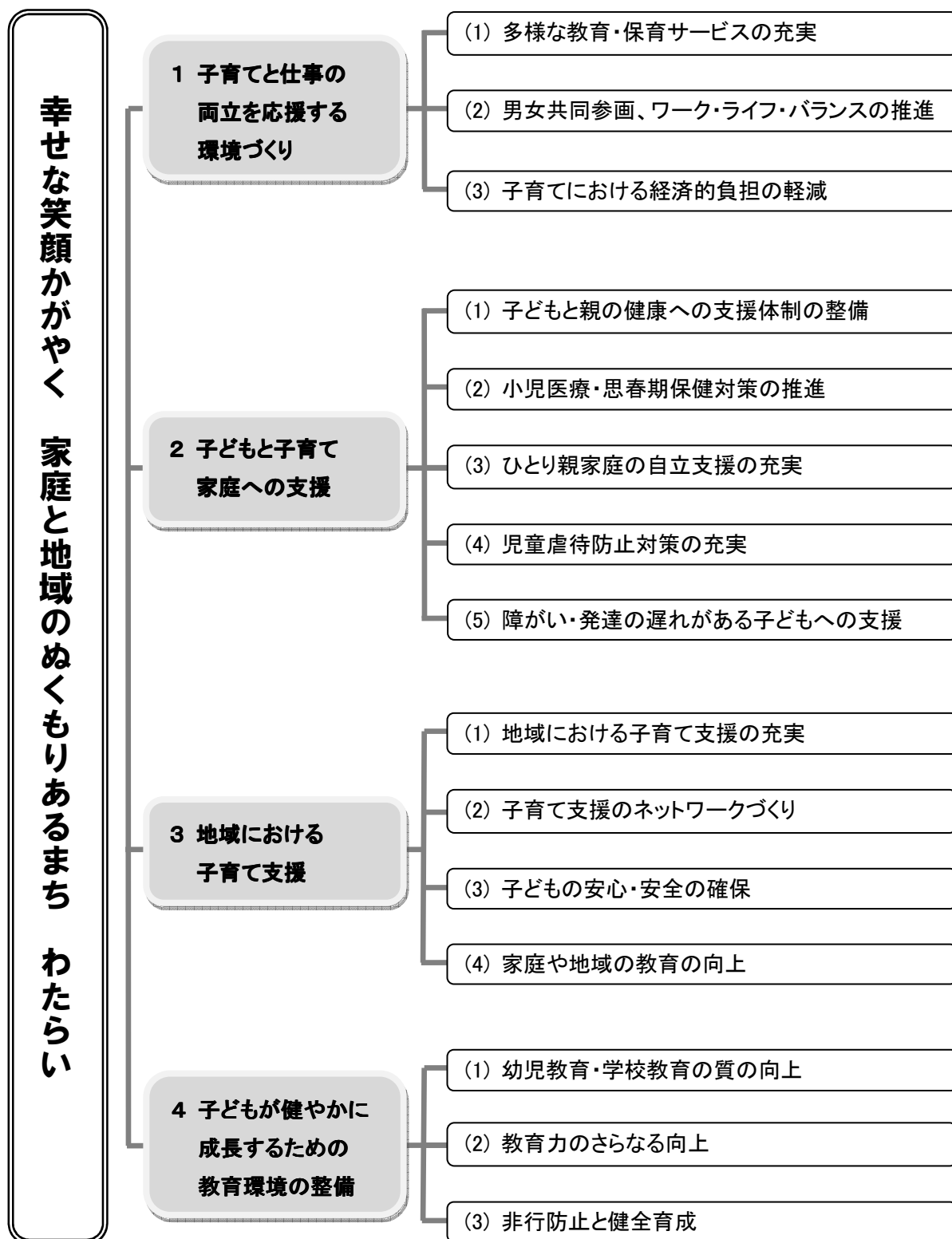


## 4. 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】





## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1 子育てと仕事の両立を応援する環境づくり

#### 基本施策 1 多様な教育・保育サービスの充実

低年齢児保育などの保育サービスの利用ニーズは高まっており、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの利用ニーズも高まっています。

本計画の事業目標に基づき、将来の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育サービスを提供するとともに質の確保・向上をめざします。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
1	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労または疾病等の理由により、保育所において保育が必要な子どもの保育を実施します。	保育所の入所状況を踏まえながら、入所を希望する子どもが保育を受けられるよう、認定手続きを行い、体制を整備します。	福祉 保健課
2	地域型保育給付による保育サービスの提供検討	地域型保育給付により、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など、町内で実施を希望する事業所等がある場合、設置・運営基準に基づき、ニーズを踏まえて保育サービスを提供します。	必要に応じて実施に向けた検討を行っていきます。	福祉 保健課
3	保育環境の充実	各年齢の保育ニーズを踏まえ、保育内容の充実に努めるとともに、質の高い保育ができるように各種研修に参加することで保育士の資質の向上を図ります。また、児童数の増減等を勘案し、町内保育所の統廃合及び保育士の適正配置を検討します。	児童数の増減をみながら、3保育所の統廃合については、認定こども園化を含めた検討を進めます。また、保育サービスの提供に見合った職員配置の適正化に努め、地域の保育需要に応じた保育サービスが提供できる体制を整えます。	福祉 保健課  総務課
4	保育サービスの充実	延長保育と乳幼児保育の実施をします。	延長保育、乳幼児保育の充実に努めるとともに病児保育については、引き続き伊勢市の事業を利用して対応します。また、子どもの育ちに十分配慮しながら、多様な保育サービスの充実に努めます。	福祉 保健課
5	一時預かり保育事業	保護者のリフレッシュ目的、冠婚葬祭等、就労の理由で一時的に児童を預かるサービスです。	実施に向けた検討を行っていきます。	福祉 保健課
6	地域ボランティア一時預かり事業	地域のボランティアの協力を得た一時的な預かり事業です。	今後、町の状況変化に応じて対応を検討していきます。	福祉 保健課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
7	子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上的の理由、出産・冠婚葬祭などの理由により、家庭でお子さんを養育することができない場合の緊急措置として、一時的にお子さんを児童養護施設にて預かります。 預かる期間は原則として1週間以内です。	2施設で事業を実施しており、緊急時に対応できるよう事業を実施します。	福祉保健課
8	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等のために留守になる家庭の児童に遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした保育サービスです。	県などで実施される児童指導員の育成研修を実施し、放課後児童クラブの内容を充実させていきます。また、対象年齢の拡大によるニーズにも対応できる体制に整備を推進します。	福祉保健課
9	利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子ども及びその保護者が、適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう、役場窓口で支援を行います。	福祉保健課

## 基本施策2 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活において、男女がともに育児や家事などの責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。

また、女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスへの積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
10	子育てを支援する情報の提供及び相談	子育てに関する事業、施設などの情報を提供します。 子育て支援に関する相談業務を行います。	子育てに関する各種事業、情報提供を実施します。 就労を支援する情報(保育情報等)を幅広く収集するとともに、広報、ケーブルテレビ、ホームページ等で周知します。	総務課 福祉保健課
11	ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の情報の提供及び相談	ワーク・ライフ・バランスに関する事業、施設などの情報提供及び相談業務を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供及び相談を行います。 広報紙による啓発を行います。	総務課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
12	産前産後休業、育児休業制度等の普及啓発	産前産後休業は、働く妊産婦の母性保護のために、出産前及び出産後に取得できる休業期間のことです。育児休業は、子が1歳に達するまでの間に取得することができます。	産前産後休業、育児休業等の取得促進に向けて、労働局と連携しながら労働者や企業に普及啓発を行います。 また、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。	総務課 福祉保健課
13	多様な働き方の実現	子どもをもつ親が子育てに配慮して多様な働き方を選択できるよう、企業や社会に対して、在宅勤務やフレックスタイム、時間短縮等の制度の導入を啓発します。	今後、啓発に向けて制度の周知、広報活動など実施していくよう努めます。	総務課

### 基本施策3 子育てにおける経済的負担の軽減

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、地域、住民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。特に、貧困による格差の広がりには、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者並びに子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
14	児童手当	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。	国で児童手当制度の制度改正があればその内容で対応するとともに、広報活動による制度の周知徹底を図ります。	福祉保健課
15	子ども医療費助成制度	子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成する制度です	制度の周知を図り、医療費の負担を軽減します。 中学校卒業まで助成します。	税務住民課
16	保育料の一部減免	母子家庭等の住民税非課税世帯の保育料一部免除をします。	保育料の一部減免を継続実施するとともに、保護者の負担能力を勘案しつつ、保育料の適正化を推進します。	福祉保健課

## 基本目標 2 子どもと子育て家庭への支援

### 基本施策 1 子どもと親の健康への支援体制の整備

近年、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援へのニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、食育・健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための学習機会の確保や相談体制の充実などに取り組みます。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
17	安心できる妊娠と出産	妊婦の健康管理及び保健指導を行います。また、ハイリスク妊婦等に対して、医療機関を中心に関係機関と連携をとり、支援を行います。 妊婦健康教育として、教室等において、妊婦が妊娠と出産について理解を深め、妊婦同士の交流を図る機会を提供します。	安全な妊娠、出産ができるよう、妊婦健康診査の受診率向上に努め、関係機関との連携を強化します。 また、妊娠期のさまざまな不安を解消し、孤立化を防ぐため、保健指導の充実と、地域で安心して育児ができるよう支援します。	福祉 保健課
18	乳幼児健康診査	子どもの発育・発達の確認、異常の早期発見を行います。また、育児不安の軽減・解消のため保健指導を行います。 ・乳児健診（※4か月児・10か月児健診は、医療機関委託） ・1歳6か月児健診 ・3歳6か月児健診	子どもの健やかな発育、発達を支援するため受診率のさらなる向上を図ります。また、多様化する子育ての悩みや不安など、ニーズに応じた保健指導を実施します。必要時には関係機関と連携し、フォロー体制を確立して支援します。	福祉 保健課
19	乳児家庭全戸訪問事業	発育・発達の確認と異常の早期発見、育児や生活に関する相談を家庭で行います。 ・こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月までに全家庭を訪問） ・乳幼児訪問（随時）	産後早期の訪問を全家庭に実施することで、すべての子どもの健やかな発育・発達を支援します。また、乳幼児家庭訪問を充実し、より個別のニーズに応じた育児支援ができるよう努めます。	福祉 保健課
20	相談支援	子どもの発育・発達、育児や生活に関することなど、幅広い相談を実施します。 ・乳幼児相談（月1回、他随時） ・発達相談（臨床心理士による） ・電話相談	安心して育児ができるよう、相談の場の周知と充実に努め、利用率の向上及び質の確保を図ります。	福祉 保健課
21	健康教育	各種育児教室において、子どもの健やかな成長発達の支援を目的に、育児に関する情報提供を行い、また親子の愛着形成促進、他の親子との交流の機会を提供します。	各教室内容の充実と参加率の向上を図り、より多くの親子にサービスの提供ができるよう努めます。また、子育て支援センターと連携し、育児支援に関して共通目標をもって支援を行います。	福祉 保健課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
22	歯科保健対策事業	<p>乳幼児のう歯を減らし、健やかに成長することをめざし、歯科健診・フッ素塗布・健康教育・アンケートを実施し、保護者のう歯予防に対する意識を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児歯科健診</li> <li>・ フッ素塗布事業</li> <li>・ 歯科保健教室</li> <li>・ 3歳児のお口の健康づくりに関するアンケート</li> </ul> <p>歯科保健連絡会で、乳幼児～児童・生徒のお口の健康づくりに携わる関係者が連携し、一貫した歯科保健教育を実施します。</p>	<p>各事業の継続と内容の充実化を図り、子どものう歯減少を含む、お口の健康づくりを行います。歯科保健連絡会で、乳幼児期～児童・生徒までの一貫した歯科保健対策を検討し、子ども自身が正しい歯みがき習慣を身につけ、う歯予防ができるよう、保護者へのアプローチも含めて支援します。</p>	福祉保健課
23	各種食育推進事業	<p>乳幼児期から生涯を通じて健全な食生活を営める能力を身につけられるように各種食育教室を実施します。食育ネットワーク会議では、役場、保育所、学校栄養士が連携し、食育の強化を図ります。</p>	<p>保育所や学校と連携を図りながら、教室の回数や内容をより充実させていきます。食育ネットワーク会議の実施回数を増やして連携を強化し、きめ細かな食育を実施していきます。</p>	福祉保健課
24	地産地消の活用事業	<p>学校給食や保育所給食の献立における三重県内農林水産物や町内の地場産物を活用します。学校では、給食を教材として活用し、教育活動全体を通じた児童生徒への食育の実施をします。保育所では、給食を通して、子どもの心と体の健康づくりを図ります。</p>	<p>地場産物に関して、町担当部局・商工会・生産者等との連携をさらに図り、学校給食への地元食材の活用を推進し、バランスのとれた給食を提供するとともに、心と体を育てる給食をめざします。また、学校教育活動のあらゆる場面において児童生徒の実態や地域の特性を生かし、発達段階に応じた取り組みを推進していきます。</p>	教育委員会 福祉保健課
25	特定不妊治療費助成	<p>高額の治療費がかかる特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成しています。</p>	<p>事業の周知に努め、子どもが欲しいと考える夫婦の経済的な負担を軽減します。</p>	福祉保健課

## 基本施策2 小児医療・思春期保健対策の推進

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。

また、子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。このため、保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
26	小児救急医療体制	小児救急医療体制の整備及び周知に努めます。	周辺市町を含めた地域医療機関や地区医師会と連携を図り、小児救急医療体制の整備を進めます。 また、救急医療体制についてのチラシの配布や必要に応じて広報紙に掲載するなど周知に努めます。	福祉 保健課
27	思春期の保健対策	外部講師（医師）を招いて性教育を行います。 年2回生徒と個別懇談を行うなど思春期の悩み相談を行います。	小中学校における性教育や心の健康、薬物乱用防止など保健指導を推進していきます。	教育 委員会

## 基本施策3 ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。母子家庭の場合、経済的な問題が、また父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。

ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
28	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、現在実施している児童扶養手当の支給を継続実施します。 また、国で児童手当制度の制度改正があればその内容で対応するとともに、広報活動による制度の周知徹底を図ります。	福祉 保健課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
29	ひとり親医療費	18歳未満の子をもつ配偶者のいない親と子、父母のいない18歳未満の子への保険診療の自己負担額を助成する制度です。	県制度による実施を継続します。	税務 住民課

## 基本施策4 児童虐待防止対策の充実

子どもは生まれながらに、健やかに成長する権利をもっており、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。

本町が取り組むさまざまな事業が連携を図り、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、未然防止に努めるとともに、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童等対策地域協議会の機能を強化します。

また、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）等の予防的な取り組みとして、人権教育・啓発を推進し相談支援を行い、人権が尊重されるまちづくりをめざします。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
30	要保護児童等対策地域協議会	児童虐待防止ネットワークを構築し、児童の保護を目的として協議会（代表、実務者、ケース検討会議）を設置、運営をしています。	現在同様、要保護児童等対策地域協議会の運営をしていきます。また、住民への周知徹底を行っていきます。	福祉 保健課
31	児童虐待防止のための見守り支援	児童虐待防止にかかる見守り支援を行います。	児童虐待防止にかかる見守り支援（こんにちは赤ちゃん事業、乳児健診事業など）の充実を図ります。	福祉 保健課
32	町人権同和教育推進協議会	人権啓発の中の「児童の権利」について町広報紙に掲載します。	今後も町広報紙への掲載をし、住民の子どもの人権への意識を向上させます。	教育 委員会
33	就学援助制度	経済的な理由により、児童を小中学校へ就学させることにお困りの家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の一部を町が援助する制度です。	広報活動により制度の周知を図り、必要な家庭への支援を行います。	教育 委員会

## 基本施策5 障がい・発達の遅れがある子どもへの支援

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などとの連携を強化し、ライフステージを一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。あわせて、発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する住民の理解を深める取り組みを推

進めます。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
34	早期発見・早期療育の充実	生後早期の家庭訪問により、すべての乳児の発育・発達を確認します。 また、健康診査や各教室等において子どもの発育・発達を確認し、障がいの早期発見・早期療育につながるよう支援します。	障がいの早期発見への取り組みを継続実施するとともに、必要時は専門療育機関・医療機関等と連携を図りながら、早期療育に努めます。また、関係者の資質向上を図り、地域で個別のニーズに応じた支援の提供ができるよう努めます。	福祉保健課
35	相談支援の充実	相談支援や家庭訪問、その他健診時相談等を充実し、疑いのある児童も含め、障がい児とその保護者へ個別のニーズに応じた相談支援を行います。	障がいの程度や種類に関らず、個別のニーズに応じた相談支援の充実に努めます。 また、親子に寄り添いながら、より良い相談支援が提供できるよう、スタッフその他関係者の資質向上に努めます。	福祉保健課
36	障がい児の保育	専門機関の指導を受けながら、個別支援計画を作成し、実施しています。 ※加配保育士等の配置あり	各保育所における発達に支援が必要と認められる幼児及び児童の受け入れ体制のさらなる充実に努めます。 また、保育士の資質の向上を目的とした研修の受講を推進し、発達に支援が必要と認められる幼児及び児童に対する専門性を高めた保育の実施に努めます。	福祉保健課
37	子どもの発達支援ネットワーク事業	子どもの発達支援事業（保育所巡回指導、個別支援計画への立案から評価、学校への引き継ぎ会、研修会など）の実施により乳幼児期から地域に帰ってくるまでの個々に応じた一貫した途切れのない発達支援が提供できる体制を整えます。	度会町独自のネットワークシステムの構築及び定着化を図り（福祉保健課、教育委員会、保育所、小学校、中学校等が連携）、すべての子どもが安心して健やかに育つよう、途切れのない発達支援を行っていきます。	福祉保健課
38	特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。	特別児童扶養手当の制度の周知と窓口事務の徹底により受給対象者の漏れがないよう利用促進に努めます。	福祉保健課
39	障がいのある子どもの社会参加の促進	障がいのある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域社会とともに育つための支援を行います。	自立支援協議会のネットワークを活用して社会参加の場を広げます。	福祉保健課
40	障がいへの理解・啓発の推進	特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童生徒に対する正しい認識と理解を促進します。	学校教育の場におけるさまざまな教育活動を通じた、児童生徒が障がいへの理解を図る指導を行います。また、保護者会や学校だよりなどを通じた理解を促す取り組みを行います。	教育委員会



## 基本目標 3 地域における子育て支援

### 基本施策 1 地域における子育て支援の充実

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。

また、若者や高齢者が、子育て支援をはじめとするさまざまな地域活動に積極的に参加することは、地域が一体となった取り組みを進める上で大きな力となり、若い世代が地域活動を通じて子どもとふれあうことは、将来の結婚や子どもを生み育てる意識の醸成を図るためにも重要です。若い世代や高齢者の力を掘り起し、育成し、ボランティアをはじめとしたさまざまな地域活動の活性化を図るとともに、子育てしやすい協働のまちづくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
41	子育て情報の提供	子育て情報誌「わたっこつうしん」を発行します。 子育てに関する情報や教室、ペントを「子育て支援情報」及び「お知らせ」のコーナーで紹介し、本計画をホームページに掲載します。	子育てに関する情報を提供し、子育て不安を解消し、楽しく育児できるようにします。 ①子育て情報の発行月 1 回 ②子育て支援教室のお知らせを町広報紙に掲載 ③ケーブルテレビやホームページに子育て情報を掲載 内容を修正することに更新します。	福祉 保健課  総務課
42	広場開放事業実施	「わたっこ広場」の開放や地区巡回広場「わたぼうし」開設など、広場の開放箇所の充実を図ります。	わたっこ広場については、要望に応じて土曜日の開放も検討します。 地区巡回広場については、地域を広げて実施していきます。	福祉 保健課
43	保育所の園庭開放	地域で子育てをする親子のために、主に未就学児とその保護者を対象に、「未入所児の交流会」というかたちで実施しています。	保育所の園庭開放を継続して実施するとともに、保育士の資質の向上に努め、保護者への適切な支援ができるよう努めます。	福祉 保健課
44	子育て支援センター事業	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するために地域子育て支援センター事業を行います。	子育て支援の拠点として平日にセンター型事業を行っています。今後は、子育て支援事業の充実を図るとともに、ニーズ調査を実施し、必要に応じて土曜日の広場開放の実施も検討していきます。また、地域交流センターで放課後児童クラブと場所を使い分けながら事業を進めていきます。	福祉 保健課

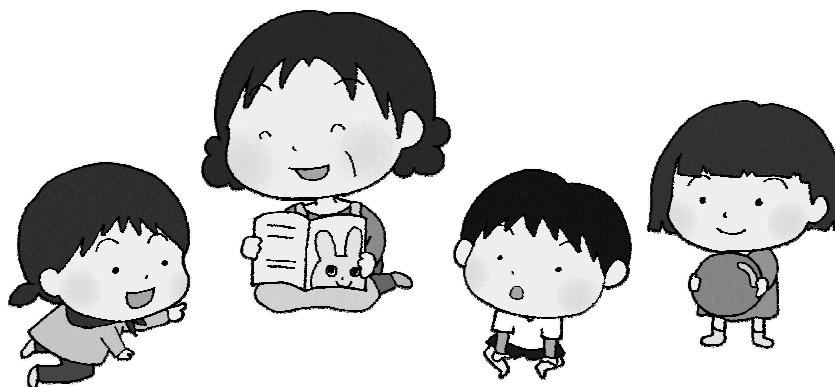
No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
45	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業です。	近隣の5町連携にてファミリー・サポート・センター事業を実施しています。事業の周知に努めるとともに、提供会員の確保を行います。	福祉保健課
46	出張広場の実施	各地域で子育て家庭が気軽に集い仲間づくりが行えるように支援します。	地域福祉センターや宮リバー公園など、気軽に集える場の地域を増やしていきます。 子育てボランティアとの協働による実施も視野に入れていきます。	福祉保健課
47	高齢者と子育て親子の交流	子育てや人生の経験が豊かな高齢者から伝承遊びを学ぶ機会をつくります。	子育て支援をしてくれる高齢者の組織化を推進し、活躍する場を提供します。	福祉保健課
48	民生委員・児童委員交流世代間交流	町内各保育所において、民生委員・児童委員の方々と園児及びその保護者と交流していただくことによって、地域の民生委員・児童委員の方に園児のことを知っていただき、保護者の方々がより相談しやすい環境を整えます。 地域の高齢者と季節等に応じたレクリエーションによる交流会を行います。	今後、回数の増加をめざします。 年間行事として、一緒に取り組んでもらう行事を継続し、工夫していきます。	福祉保健課
49	子ども・子育て支援に関する講演会・シンポジウム等の開催	地域全体で子ども・子育て支援について考える機会を設けます。	子ども・子育て支援について地域の誰もが参加できる講演会等を行います。	福祉保健課
50	総合型地域スポーツクラブの推進	青少年健全育成を目的として、子どもたちの活動に対し支援を行います。	子どもから高齢者まで充実したスポーツ活動に取り組める環境づくりを推進します。	教育委員会
51	社会福祉協議会との協働	年1回程度、社会福祉協議会が養成したチャイルドボランティアの協力を得て、子育て支援教室を実施します。また、子育てボランティア養成講座において、社会福祉協議会の協力を得てボランティアに対する理解を深めます。	ボランティア活動が充実できるように、さらに連携を深めます。	福祉保健課
52	わたらいキッズの充実	子どもたちの休日の体験活動を通じて、地域の人との交流を深めます。	今後、子どもたちの体験活動を深める中で、地域の大人が講師を務めるなど、地域の子どもたちを地域で育てるという環境づくりを進めていきます。	教育委員会
53	体育協会体育指導の指導員研修会	子どもと大人が参加して行うスポーツ指導者の育成支援をします。	体育協会と体育指導員の協力連携のための支援を図ります。(総合型)	教育委員会
54	子どもの地域活動指導者支援	子どもが地域活動できるための指導者の育成支援を行います。	指導者養成研修への参加の啓発をしていきます。	福祉保健課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
55	地域交流センターの図書室開放及び貸出の実施	地域交流センター図書室の図書の貸出をします。	図書数をさらに増やし、貸出日を増やす方向で検討、協議を行います。ボランティアを募ることへの検討、協議を行います。	福祉 保健課
56	南伊勢高校の図書館開放及び貸出の実施	南伊勢高校図書室の図書の貸出をします。	利用者拡大のため、周知を行います。	教育 委員会
57	青少年スポーツ活動の学校施設の開放	放課後、休日の青少年のスポーツ活動と社会活動を行います。	今までと同様に学校施設を開放し、青少年のスポーツ活動を推進していきます。	教育 委員会
58	スポーツ少年団	ソフトボール、陸上等、小学生の体力向上のため、毎週土日に活動します。	小学校の生徒の減少、学校の統廃合により再編して指導者の育成に力を入れ、増員していきます。	教育 委員会
59	放課後児童クラブ利用児童に対する開放	放課後児童クラブの児童に対して平日の放課後、小学校の体育館を開放します。	今後も平日の放課後に小学校の体育館などを利用した事業を実施していきます。	福祉 保健課
60	青少年町民育成会議	旧小川郷小学校校舎で、小学生を対象に親子で星空を観察し教養を高めます。	既存の事業だけでなく、新しい事業を導入していきます。	教育 委員会
61	一之瀬神社・獅子神楽、棚橋御頭神事、麻加江かんこ踊	地域の無形文化であり、代々地域内で受け継がれている行事です。	今後も伝承を継続し、子どもの減少により継続が困難にならないよう町も関わって助言など支援していきます。	教育 委員会
62	地域外の子供たちとの交流	文化体験やスポーツを充実させ、体験活動やスポーツ活動を通して、地域間交流を図ります。	今後も他市町との地域間交流を実施します。	教育 委員会
63	地域・区への児童公園の整備	各地域・区への児童公園の整備を進め、遊具等の点検整備の徹底と地域住民による維持管理を促進します。地域主体で整備する場合の補助率の見直しを行います。(環境施設整備事業補助)	地域の整備に対する助成制度の拡充を図ります。	産業 振興課
64	宮リバー度会パークの維持管理、施設内容、イベントの充実	宮リバー度会パークの維持管理の充実に努めるとともに、地域の子供たちの遊びの要望等に応えられるよう、ニーズ把握と施設内容や企画イベント等の充実に努めます。	維持管理を進め、整備が必要な箇所については対応を検討していきます。	産業 振興課
65	町内一斉クリーン活動の実施	地域の河川・道路・公園等の環境美化とごみゼロ運動を推進します。	度会町の自然や環境を守る清掃美化活動を実施することで、地域住民の連携や世代間の交流による美しい地域づくり、思いやりの心づくりを推進します。	生活 環境課
66	自然環境の整備や安全対策	子どもたちの安全な活動のための森林や河川等の自然環境整備と安全対策に努めます。	一之瀬川流域日帰り観光スポットを整備して、優れた歴史・自然環境を再興し、交流人口の増加のみならず、子どもたちの学習や各種活動に役立てます。	産業 振興課

## 基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。さらに、子育て支援にかかる人材の育成とともに、子育てサークル・子育てサロンの活動支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
67	子育てサークル支援	子育ての仲間づくりができるように子育て支援センター事業において子育てサークルの支援を行います。	新規のサークルが立ち上がるように活動場所の提供や支援体制を整えます。	福祉保健課
68	ネットワークの構築	地域の人材や関係団体、行政がチームを組んでさまざまな対応ができるようにネットワークの構築を図ります。	構築されている発達支援や食育ネットワーク、要保護児童等対策地域協議会、歯科保健連絡会、子ども・子育て会議などの個々のネットワークの連携を推進します。	福祉保健課
69	子育てボランティア養成講座	子育て経験者や子育て支援に意欲のある方を子育て支援の人材として養成します。	受講者全員が子育てボランティアとして活動してもらえるように養成講座の実施内容を充実します。	福祉保健課
70	わたらい子育てボランティアの会の支援	わたらい子育てボランティアの会が活動できる場の提供やイベントでの支援を行います。	子育てボランティアの会が、継続できるように多方面から支援します。 子育てボランティア講座の開催により会員の増大を図るとともに、ステップアップ講座の内容を充実させ会員の資質の向上を図ります。	福祉保健課



### 基本施策3 子どもの安心・安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが重要です。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりをさらに推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知など、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
71	災害対策	防災マニュアル・防災訓練により、防災力、知識の向上を図ります。 自主防災組織により子どもたちを守ります。	特に自主防災の防災力向上に努めます。	総務課
72	度会小中学校防災計画	災害の予防及び緊急事態が発生した場合、児童生徒・職員の生命保護を第一として、応急処置や被害を最小限にとどめることなどを目的として推進します。	計画に沿って、日常の火災予防、実際の災害に対応できるよう定期的な避難訓練、災害訓練、防災学習の実施を継続します。	教育委員会
73	水道管布設工事の際の通学路等の安全確保	道路改良等に伴う水道管布設工事の際の通学路等の安全確保に努めます。	水道管布設工事の際の通学路等の安全を確保します。	生活環境課
74	道路環境の整備調整	住民からの要望を受け、警察等と協力して調整を行います。	円滑な協力関係の維持と調整の迅速化を進めます。	総務課
75	度会町交通安全協会の運営及び啓発	交通の安全とその円滑な促進をもって、交通秩序の確立に寄与するため、度会町交通安全協会を運営及び交通安全の啓発活動を行います。	組織の継続と発展に努めます。 交通安全街頭指導を実施（年4回）します。 度会町交通安全協会による啓発活動の強化を図ります。	総務課
76	交通安全対策	度会町駐在所・伊勢警察署の協力を得て、全校児童を対象に交通安全教育及び交通事故防止のため町内各保育所で通学路中の危険な箇所や、道路横断等について交通安全教室を実施します。	度会町駐在所・伊勢警察署の協力を得て、全校児童を対象に交通安全教育を実施します。 交通安全教室については、町内各保育所で定期的に実施します。	教育委員会 福祉保健課
77	防犯施設整備	学校の敷地の駐車場等が暗いなど防犯上で不安を抱くような場所の改善を図るため、防犯灯を設置します。また、児童に防犯用のホイッスルの配布や不審者対策のための設備の設置を行います。	不審者対策のための設備を点検し、必要な整備を行います。	教育委員会 総務課
78	道路公園への防犯等の適正設置	夜間の犯罪を防止し、安全な住民生活のため、道路・公園等における防犯灯の適正設置を進めます。	宮リバー度会パーク内において夜間の防犯機能向上と、ウォーキング等の安全確保のため、園路沿いにも防犯灯を整備します。	産業振興課

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
79	防犯パトロール	不審者への対応のため、登下校時にボランティアによる防犯対策を行います。 町内で子どもを守る場所の設置や防災無線による帰宅時間のお知らせを行います。	登下校の安全確保のため、パトロール員を配置し防犯対策の推進に努めます。 子どもを守る場所の周知や防災無線を利用して、子どもの安全確保を地域で見守る意識の啓発に努めます。	教育委員会
80	防犯委員育成	防犯委員をはじめとした地域住民による防犯活動を推進します。	地域を主体とした防犯活動の実施を推進します。	総務課
81	公共施設への多目的トイレや授乳施設の設置促進	多目的トイレや授乳施設の公共施設への設置を推進し、民間施設に対しても整備を促進していきます。 新設、改修が予定される公共施設への設置を促進します。	町が行う一定規模の施設整備に際しては、設置を義務とし普及に努めます。	建設課 教育委員会 総務課
82	公共施設のバリアフリー化促進	新設、改修が予定される公共施設のバリアフリー化を推進します。また障がい者用のスロープ設置を進めます。	施設整備に際し、設置を進めます。 すべての公共施設のバリアフリー化を進めます。	総務課 教育委員会
83	公共施設への導入、民間施設への促進	公共施設におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設での促進のため、関係法の普及に努めます。	町の公共施設整備に積極的に取り組み、民間施設においても建築確認申請事務の中で点検し、普及に努めます。	産業振興課
84	地域交流センター図書室の整備	車イス通行確保を目的に図書室の通路幅をハートビル法規定 120センチ幅に整備します。	スロープの部分に、雨天時でも濡れることのないよう屋根を設置します。	福祉保健課
85	要望の受付調整と相談	住民からの要望を受けて、県及び町の道路担当課、警察等と協力して、歩道の整備を行います。	円滑な協力関係の維持と調整の迅速化を進めます。	総務課
86	自主運行バス運行事業	路線バス及び巡回バスを運行します。	アンケート結果及び国や県の補助制度を活用するなど地域公共交通の充実を図ります。	総務課

## 基本施策4 家庭や地域の教育の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。

また、家事・育児などの講座を実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女がともに協力して子育てができる環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
87	家庭教育の重要性についての啓発	家庭教育の重要性を啓発するために広報紙やホームページで情報提供を行います。 父親の育児参加に関する事業、施設などの情報を提供及び相談業務を行います。	広報紙やホームページで情報提供を充実させます。 情報提供及び相談業務を実施します。	福祉 保健課  総務課
88	各情報メディアによる情報提供	保健事業や子育て支援サービスに関する情報を提供します。また、教室や講演会の周知や開催の様子を広報紙に掲載し紹介します。	子育て、家庭教育に関する情報、イベント、告知、内容紹介をし、啓発を行います。 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビでの周知を行います。	総務課
89	子育て・保健情報の充実	町広報紙やホームページに子育て・保健情報を掲載し、子育て家庭が地域で孤立しないように努めます。	町広報紙やホームページの内容を充実させるとともにケーブルテレビ等にも掲載するなど、あらゆる機会を通じて情報提供に努めます。	福祉 保健課
90	子育て講座及び講演会	子育て支援センター事業で講演会や子育て講座を実施します。	子育て講演会だけでなく、子育て講座を実施し、グループワーク等により、子育てや家庭教育について考える機会の充実を図ります。	福祉 保健課
91	青少年町民育成会議キッズチャレンジ事業	星空観察会の実施やクッキーづくりを行います。	既存の事業の他に親子で参加できる新しい事業を計画し、実施します。	教育 委員会
92	子育て支援教室	親子の関係づくりができる子育て支援教室を実施します	未入所の親子だけでなく今後は、園児や小学生の親子が参加できる教室も検討し親子関係の強化を図ります。	福祉 保健課
93	イベントの開催	親子の対話や関係づくりを支援できるよう、休日を利用したイベントを開催します。また、父親も参加できるイベントを実施します。	親子で楽しめるイベントとしてより一層の内容充実を図ります。 父親が参加しやすい土日のイベントの開催を検討します。	産業 振興課  福祉 保健課

## 基本目標 4 子どもが健やかに成長するための教育環境

### 基本施策 1 幼児教育・学校教育の質の向上

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。就学前教育においては、人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心をもった子どもの健やかな成長を促すため、家庭教育に関する保護者への学習や親子がられあう機会の充実を図るとともに、幼児の望ましい発達環境に向けた取り組みを充実します。

また、質の高い教育を提供し、さまざまな教育課題に適切に対応するため、実践的な指導力の向上が求められています。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視した保育所と小学校の連携を促進するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進することで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てます。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
94	保育・幼児教育の充実	子ども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎を育成します。	保育士の研修等の充実による子育ての専門家としての資質向上をめざすとともに、町内3園が保育内容や指導方法の認識を深めることにより就学前教育の向上を図ります。	福祉 保健課
95	校外学習や学校開放の実施	町内の史跡巡りや郷土を大切に思う心を育てるため校外学習をします。 年2回学校を開放します。	各学年が、校外学習で地域の人と交流することにより、郷土への思いを深める心を育てます。 開かれた学校をめざしていきます。	教育 委員会
96	子どもや地域の高齢者との交流	小中学校では高齢者と昔遊びなどをして交流を図ります。	高齢者との交流で昔からの遊びの技などを子どもたちへ伝承していきます。	教育 委員会
97	学校評議員	校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、学校、家庭、地域と連携することで地域や社会に開かれた学校づくりを推進していきます。	評議員・評価委員を選考し、学校経営のあり方について校長の求めに応じて意見具申を行います。	教育 委員会
98	相談支援事業	家庭・地域における児童養育支援を目的とし、相談員により電話や面談の相談を行います。	学校カウンセラーや教育支援センターの相談員による教育相談を行います。	教育 委員会
99	スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターの設置	スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターを設置することで、学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行っていきます。	学校や家庭・行政との連携をとり、子どもが抱える問題に対して、継続的にフォローできる体制づくりを進めていきます。	教育 委員会



## 基本施策2 教育力のさらなる向上

豊かで便利な社会の中で、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、一人ひとりに合った望ましい発達を促していくことが求められます。

そのため、学校教育の中で子どもが自ら学ぶ意欲をもち、基礎的な学力の向上を図るとともに、環境の変化に柔軟に対応できるように主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育成します。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
100	学力調査の実施	小学5年生と中学2年生を対象とした学力調査を実施します。 少人数授業を実施します。	CRT学力調査や全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、小学校から中学校までの一貫した学力向上のための指導を行っていきます。	教育委員会
101	朝の10分間読書など読書活動	小中学校では朝の10分間読書や小学校においてはボランティアによる読み聞かせを行います。	小学校では読み聞かせボランティアによる読書活動を進めていきます。	教育委員会
102	人権同和教育推進協議会や実践交流会の実施	小中学校合同で人権フォーラムの実施をします。	地域の自然環境、文化施設、福祉施設などで体験活動や調べ学習を通して、地域に対する意識・関心を高めていきます。	教育委員会
103	自然体験活動、福祉体験活動、地域調べ活動など学年に応じた体験活動の実施	小学6年生では福祉体験教室を実施し、また、中学生においては年1回の地域での清掃活動などを学年に応じて実施します。	地域の自然環境、文化施設、福祉施設などで体験活動や調べ学習を通して、地域に対する意識・関心を高めていきます。	教育委員会
104	運動会や体育祭マラソン大会などを実施	体力テストの結果を踏まえた指導計画により実施しています。 中学生においてはマラソンや駅伝大会を実施します。	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、生涯にわたる心身の健康づくりの基礎となるよう健康教育を進めていきます。	教育委員会
105	職場体験学習	中学生による町内企業での体験学習を行います。	今後も今まで同様、中学生による町内企業での体験学習を行うことにより、新しい自分の発見を見出す力を育成していきます。	教育委員会
106	町内保育所での実習	授業の一環で町内保育所での実習や職場体験学習を実施します。	中学生が保育園児とふれあうことで、将来の目的意識や自覚を育成していきます。	教育委員会

### 基本施策3 非行防止と健全育成

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。しかし、少子化等の社会情勢の影響によるテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然とふれあう機会が減少しています。

こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくさせるだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子ども的人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

地域の中で子どもがさまざまなことを体験し、学び、成長することができるよう、地域活動の連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

近年、携帯電話等を利用した、SNSなどのメディアを通じて、性や薬物、暴力等、過激な情報が氾濫しています。こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、援助交際、売春、薬物乱用等、子どもにかかわる犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

親は、防犯面でもたせているはずの携帯電話から被害がでていることや、ネット犯罪の危険などを知りながらも、携帯電話・インターネットの利用に関する危険防止策への知識が追いついておらず、ますます問題が顕在化しています。

家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進していきます。

No.	事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
107	防犯委員育成	防犯委員をはじめとした地域住民による防犯活動を推進します。	地域を主体とした防犯活動の実施を推進していきます。	総務課
108	青少年町民育成会議	広報紙「しどう」を年2回発行し全戸へ配布します。 毎月青色パトロール、長期休暇には町内パトロールを実施します。	今までと同様に広報紙の発行や、パトロールを継続します。	教育委員会
109	指導員部会のパトロール	宮リバー度会パーク等をパトロールし、青少年の健全育成に努めます。	少年警察協助力や警察の協力のもと、町内をパトロールしていきます。	教育委員会
110	悪質な情報からの子どもの保護	インターネットなどで発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないよう、インターネット、携帯電話等の危険性やその対策等についての啓発を行います。	学校でインターネットの適切な使用方法や情報モラル教育を行うとともに、保護者に対してフィルタリング（有害情報にアクセスさせない仕組み）機能等、悪質な情報から子どもを守る方法について周知を行います。	教育委員会

# 第5章 事業量の見込みと確保方策

## 1. 教育・保育の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

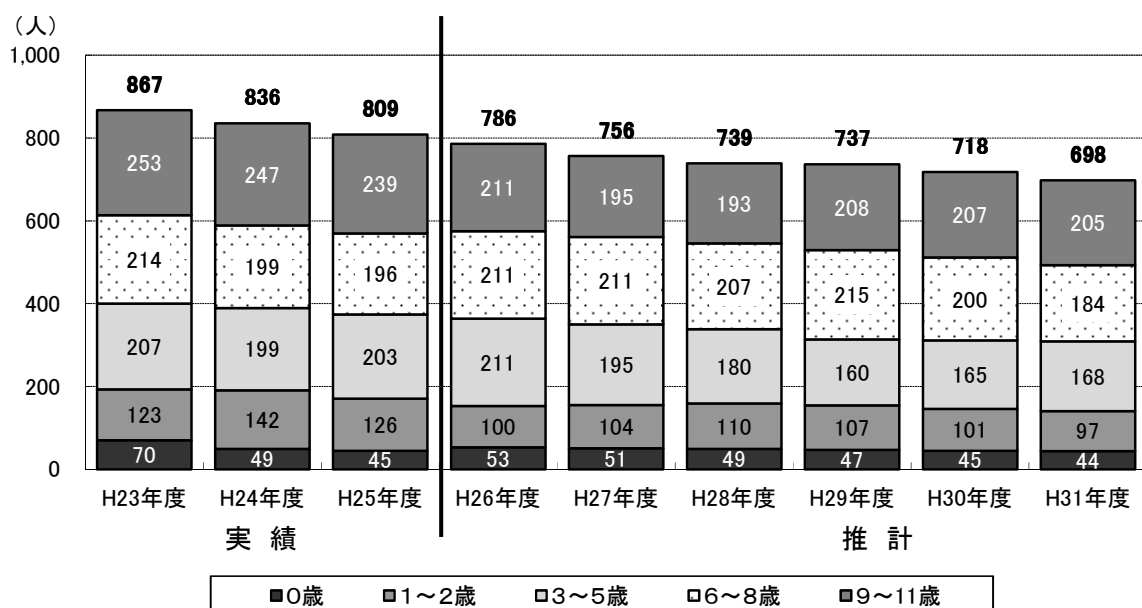
本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2. 児童人口推計

将来人口の推計は、0～11歳の合計は平成26年度以降も減少が見込まれ、平成31年度には0～5歳が309人、6～11歳が389人と、それぞれ平成25年度より17.3%、10.5%減少することが見込まれます。

### 【人口推計の基準年次と推計方法】

平成22年～平成26年（各年3月末時点）の住民基本台帳にもとづき、センサス変化率法により推計



### 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 量の見込みと提供体制の確保方策、実施時期

##### 事業概要

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業者内保育）のことをさします。

##### 量の見込みと確保方策

1号認定（主に幼稚園の利用希望）については、町内に提供体制がないため近隣他市町での利用が見込まれますが、保育ニーズの状況を踏まえて認定こども園の整備を検討します。また、3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育休取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みを設定します。

町内に3園ある保育所（棚橋保育所、中之郷保育所、長原保育所）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

なお、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）について、町内での実施を検討する事業所がある場合、保育ニーズの状況を踏まえて整備を検討します。

単位：人／年

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1号	2号		1号	2号		1号	2号	
			学校教育利用	左記以外		学校教育利用	左記以外		学校教育利用	左記以外
①量の見込み		7	3	154	6	3	142	6	3	126
②確保の内容	町内の利用(+)	0	280		0	280		0	280	
	町外の利用(-)	▲7	0		▲6	0		▲6	0	
②-①		0	123		0	136		0	151	
		平成 30 年度			平成 31 年度					
		1号	2号		1号	2号				
			学校教育利用	左記以外		学校教育利用	左記以外			
①量の見込み		6	3	130	6	3	133			
②確保の内容	町内の利用(+)	0	280		0	280				
	町外の利用(-)	▲6	0		▲6	0				
②-①		0	147		0	144				

単位：人／年

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		3号		3号		3号	
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
①量の見込み		72	18	76	18	74	17
②確保の内容	特定教育・保育施設	75	6	75	6	75	17
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②－①		3	▲12	▲1	▲12	1	0
【参考】保育利用率		72.1%	11.8%	68.2%	12.2%	70.1%	36.2%
		平成 30 年度		平成 31 年度			
		3号		3号			
		1・2歳	0歳	1・2歳	0歳		
①量の見込み		70	16	67	16		
②確保の内容	特定教育・保育施設	75	16	75	16		
	特定地域型保育事業	0	0	0	0		
②－①		5	0	8	0		
【参考】保育利用率		74.3%	35.6%	77.3%	36.4%		

※保育利用率は0歳もしくは1・2歳の子どもの数に占める利用定員数の割合

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 延長保育事業

#### 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 量の見込みと確保方策

延長保育事業については、ニーズ量から導かれる保護者の希望利用時間帯や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

保育所全園で実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
延長保育事業	①量の見込み	39	37	35	34	34	
	②確保の内容	実人数	39	37	35	34	34
		施設数	3	3	3	3	3
	②－①		0	0	0	0	0

## (2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブについては、低学年、高学年ともに実際の利用状況より大きな数値になっているため、実績を踏まえた量の見込みを設定します。

町内1か所で実施し、量の見込みを確保します。

本町ではこれまで高学年の受け入れは行っていませんが、新制度で対象範囲の拡大が明確化されたことにより、ニーズは現状よりも多くなると推測されます。平成26年度の登録児童数は84人ですが、1日あたりの利用児童平均は22人程度となっています。登録児童数に対して26%の利用率であることを踏まえると、平成27年度以降の高学年のニーズにも対応できる状況です。

単位：人／年

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童クラブ	① 量の見込み	1～3年生	22	22	22	21	19
		4～6年生	14	14	15	15	15
	② 確保の内容	利用児童数	50	50	50	50	50
		施設数	1	1	1	1	1

### (3) 子育て短期支援事業

#### 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所して、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

#### 量の見込みと確保方策

本町では「天理教三重互助園」（児童養護施設）、「明照浄済会」（母子生活支援施設）の2施設で子育て短期支援事業を実施しており、主な対象者は就園・就学児、高校生（18歳未満）となっています。調査からニーズは算出されませんでした。緊急時に対応できる施設として引き続き事業を実施します。

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子育て 短期支 援事業	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	42	42	42	42	42
	②－①	42	42	42	42	42

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 事業概要

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

#### 量の見込みと確保方策

延長保育事業については、ニーズ量から導かれる保護者の希望利用時間帯や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

度会町子育て支援センターにおいて引き続き実施し、量の見込みを確保します。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／月

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子 育て支 援拠 点 事業	①量の見込み	589	604	585	555	536
	②確保の内容	589	604	585	555	536
	(か所数)	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

## (5) 一時預かり事業

### 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

一時預かりについては、多くのニーズが算出されましたが、現在保育所で一時預かり事業は実施しておらず、入所を希望する子どもはほとんど入所できていることから、調査から算出された量を補正して設定しています。今後、町内の保育所における一時預かり事業の方向性を検討し、計画最終年度となる平成31年度に提供体制を確保することをめざします。

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり事業	①量の見込み	297	288	267	264	262
	②確保の内容	0	0	0	0	262
	②-①	▲297	▲288	▲267	▲264	0

## (6) 病児保育事業

### 事業概要

病気で集団保育が困難な児童等を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 量の見込みと確保方策

病児保育事業については、実際の利用がほとんどない中で、ニーズ量が大きく算出されたことから、実施体制を踏まえた量の見込みを設定します。

病児保育事業は、伊勢市と連携しながら提供しています。ニーズは十分に確保されており、今後、さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
病児病後児保育事業	① 量の見込み	12	12	12	12	12	
	② 確保の内容	延べ人数	12	12	12	12	12
		施設数	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	



## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

近隣の5町が連携してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。調査からニーズは算出されませんでした。今後、事業の周知に努め利用を促進します。

単位：人日／年

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ファミリー・サポート・センター事業	① 量の見込み	1～3年生	0	0	0	0	0
		4～6年生	0	0	0	0	0
	② 確保の内容	施設数	1	1	1	1	1

## (8) 利用者支援事業

### 事業概要

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

### 量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役場窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

単位：か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者支援事業	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 量の見込みと確保方策

該当年度の0歳児人口を量の見込みとして設定します。

生後4か月までの赤ちゃんに対し、保健師が訪問し育児不安の早期発見につなげ、母子の育児相談を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み[人/年]	51	49	47	45	44
	確保の内容	[実施体制] 保健師 2 名 [実施機関] 福祉保健課 [実施時期] 通年				

## (10) 養育支援訪問事業

### 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 量の見込みと確保方策

これまでの実績を勘案し量の見込みを設定します。

養育支援訪問事業の実施は平成 31 年度より予定しており、支援が必要な家庭への支援を推進します。それまでは母子保健事業で対応します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
養育支援訪問事業	量の見込み[人/年]	5	5	5	5	5
	確保の内容	[実施体制] 保健師 2 名 [実施機関] 福祉保健課 [実施時期] 通年				

## (11) 妊婦健診

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 量の見込みと確保方策

該当年度の翌年度の0歳児人口をもとに算出した量の見込みを設定します。

妊婦健康診査にかかる費用の14回分を上限に助成することにより、必要な健診を受診できるようにします。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊婦 健診	量の見込み[人/年]	49	47	45	44	42
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査 (血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等) [実施時期] 妊娠初期より妊娠23週まで:4週間に1回 妊娠24週より妊娠35週まで:2週間に1回 妊娠36週以降分娩まで:1週間に1回				



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

---

計画の基本理念である「幸せな笑顔かがやく 家庭と地域のぬくもりあるまち わたらい」をめざすためには、住民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、自治会等の地域組織や関係機関と連携を図り、協働による子育て支援に努めます。

さらに、国や県とも連携して、施策を推進します。

### 2. 計画の進捗管理

---

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「度会町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体などから得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。

# 資料編

## 用語解説

	語句	解説
イ	育児休業	労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。
キ	教育・保育施設	「認定こども園法」規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。
シ	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。
	児童館	児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。
	児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
	少子化	子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。
	食育	平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
ス	スクールカウンセラー	いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒、教職員及び保護者からの相談を担当する。
タ	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
	タイムマネジメント	目標を達成するために時間を有効活用し、仕事を効果的・効率的に進めるための技術のことをさす。

	語句	解説
ト	特別支援コーディネーター	学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担うもの。
ニ	認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。
ハ	バリアフリー	障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
ユ	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
ラ	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
ワ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす
S	SNS	Social Network Service。個人間のコミュニケーションを支援するコミュニティ型の会員制サービス、およびそのWeb サイトのこと。

# 度会町子ども子育て会議条例

---

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、度会町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

## (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

## (委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 町は、委員及び補欠の委員に対し、度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第33号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



## 度会町子ども子育て会議委員名簿

氏名(敬称略)	役職
◎ 濱岡 裕之	町議会産業福祉常任委員会委員長
○ 玉丸 宏二	度会小学校 校長
田村 重幸	学識経験者
永江 恵	わたらい子育てボランティアの会
大西 佳津子	主任民生児童委員
松本 幸治	三重県立特別支援学校玉城わかば学園
早川 昌行	度会中学校 校長
廣出 由喜子	度会町養護部会代表(度会小学校)
中村 正樹	度会町社会福祉協議会 局長
西岡 一義	総務課長
中西 力	教育委員会事務局長
中井 宏明	政策調整室長
岡谷 恭代	度会町保育所長代表(棚橋保育所)
安井 三智子	子育て支援センター長

※◎印は会長、○印は副会長

## 策定経過

年度	月日	内容
平成 25年度	10月16日	第1回度会町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・度会町子ども・子育て会議の定義について</li> <li>・委嘱状交付、会長、副会長の選出</li> <li>・度会町次世代育成支援地域行動計画について</li> <li>・計画策定にかかるアンケート調査票の内容協議</li> </ul>
	11月8日～ 11月29日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
	3月27日	第2回度会町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定にかかるアンケート調査票の集計結果報告</li> </ul>
平成 26年度	8月20日	第1回度会町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援後期行動計画の最終評価について</li> <li>・度会町子ども・子育て支援事業計画について・見込み量の確保方策について</li> <li>・児童福祉法に関する法律の一部改正に伴う設備及び運営基準（案）について</li> </ul>
	12月2日	第2回度会町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・度会町子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
	1月5日～ 1月19日	パブリックコメントの実施
	1月22日	第3回度会町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・度会町子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> <li>・度会町子ども・子育て支援事業計画概要版について</li> <li>・各種運営基準を定める条例について</li> </ul>



## 度会町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：度会町 編集：度会町・福祉保健課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

電話：(0596) 62-2413 F A X：(0596) 62-1647